

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第160号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書部分開示決定において不開示とした情報のうち、別紙2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年3月8日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、総務企画部秘書広報総室秘書室が所掌する事務である「職員を除く叙勲、褒章及び表彰に関すること」に係る文書等として、叙勲及び褒章に係る受章者の選考過程並びに勲等の決定に係る判断等を記述した全ての文書（平成13年1月1日から平成15年12月31日までの間に作成された文書）の開示の請求をした。

これに対して、実施機関は、条例第6条第1項第2号に掲げる「開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項」の記載に不備があるとして、平成16年3月22日付けで開示請求書の補正を求めたところ、異議申立人は、同年4月4日、「全ての推薦者に係る文書を開示するよう要求します。」とする開示請求の補正（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、条例第8条第3項の規定に基づき、平成16年4月6日付けで開示決定等の期間の特例延長を行い、同年5月14日付けで、「平成13年秋の叙勲候補者（総務省）の推薦についての起案文（追加推薦分を含む。）（伺い、叙勲候補者名簿、上申書、審査票、功績調書、履歴書、刑罰等調書、戸籍抄本、団体の規模及び事業概況等調、等級別職務区分表、管理職手当に関する規則、推薦理由書、上申依頼書等）」、「高齢者叙勲の推薦について（13年4月受章者分）の起案文（伺い、上申書、審査票、功績調書、履歴書、刑罰等調書、戸籍抄本、団体の規模及び事業概況等調、兵籍簿、上申依頼書）」及び「特旨叙位及び特別叙勲の上申について（13年1月受章者分）の起案文（伺い、上申書、審査票、功績調書、履歴書、刑罰等調書、戸籍抄本、団体の規模及び事業概況等調、上申依頼書）」（以下総称して「前回開示分」という。）について行政文書部分開示決定を行うとともに、「叙勲に係る受章者の勲等の決定に係る判断等を記述した文書」について不存在を理由とする行政文書不開示決定を行った。

また、残りの「平成13年秋から平成15年秋までの叙勲・褒章（緑綬、黄綬、藍綬）候補者及び第1回危険業務従事者叙勲の推薦についての文書（前回開示分を除く。）（潜在候補者調査、候補者の推薦依頼、候補者事前協議、総務省とのヒアリング復命及び回答、伺い、叙勲候補者名簿、上申書、審査票、功績調書、履歴書、刑罰等調書、戸籍抄本、団体の規模及び事業概況等調、等級別職務区分表、管理職手当に関する規

則、推薦理由書、職員名簿、上申依頼書、事業所概況調書、歴代施設長等調べ、施設の規模等及び事業概況調書、歴代役員名簿、団体等の組織概要図、業界類似団体相関図、消防団員数調、叙勲候補者に対する知事要望等)」及び「平成13年1月から15年12月までの紺綬褒章授与、高齢者叙勲、特旨叙位及び特別叙勲の上申についての文書（前回開示分を除く。）（伺い、上申書、審査票、功績調書、履歴書、刑罰等調書、戸籍抄本、団体の規模及び事業概況等調、兵籍簿、寄附調査書、寄附申込書、寄附受領書、価格評価書、価格評価者の履歴書、刑罰等調書、戸籍抄本、履歴書、寄附物件評価額対象表、団体の定款、予算書・議決書写し、物件の写真、上申依頼書等）」（別紙1に掲げる文書1から文書10までの各文書。以下これらを併せて「本件対象文書」という。）について、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同年9月30日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年11月23日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、「功績調書・刑罰等調書」等と「基準年数・換算年数」等の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分において、「功績調書・刑罰等調書」などは、部分開示せずに文書そのものを閲覧対象から除外しており、公文書（行政文書部分開示決定通知書）に虚偽の記載をしている。
- (2) 部分開示された事項のうち「基準年数・換算年数」などを黒く塗りつぶしたのは、条例の目的に反する裁量権の乱用である。
栄典制度に関する事務が、適正公平に運営されているか否かを検証するために開示請求したものであり、当該項目を開示しないとするとする処分に強く抗議する。
- (3) 実施機関が理由説明書で述べている不開示理由（功績調書等を開示すると、不当に県民の間に混乱を生じさせたり、正確な事実の把握が困難になり事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある。）は、一方的な主張で、かつ、不当な理由である。
- (4) 実施機関が理由説明書に記載している、部分開示決定をしつつ「功績調書、刑罰等調書等」を閲覧対象から除いた理由（これらは独立した文書ではなく、起案文書の一部であるため全体として部分開示とした。功績調書、刑罰等調書等の大部分は不開示情報であり、今回開示した氏名等の部分のみを開示しても有意な情報とはならない。）については、典型的な裁量権の乱用行為をもって意味不明の不当な理由を明記したものである。

- (5) 以上から、功績調書、刑罰等調書、基準年数、換算年数などを記載した行政文書を速やかに開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 叙勲・褒章制度と事務の流れなどについて

叙勲及び褒章は、国家又は公共に対する功労、あるいは社会の各分野における優れた行いに対して国家が個人等を表彰する制度である。

実施機関の役割は、関係省庁からの通知に基づき、各市町村、関係団体から推薦を受けた候補者について、実施機関の選考を経て、関係省庁に推薦し、その後内閣府の審査、閣議決定、裁可を経て発令されるものである。

したがって、実施機関の役割は、あくまで選考過程の一部を担っているにすぎず、勲等の決定を行うものではない。本件対象文書の概要は、関係省庁へ上申（推薦）した起案文書、秘書室が保有している国とのヒアリング関係の文書及び知事要望関係の文書等である。

2 条例第10条第2号該当性について

候補者の選考に当たっては、個人の長年の功績等を調査した上で行うことになるが、功績調書、刑罰等調書等の中には個人の経歴、功績内容、賞罰等の社会的評価等が記載されている。

したがって、功績調書、刑罰等調書等は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものが含まれているため、条例第10条第2号本文に該当する。

これらの文書のうち、内閣府賞勲局に確認したところ別表の情報については、内閣府が報道機関又は各省庁へ情報提供しているものや一般の閲覧に供しているものなどであり、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（条例第10条第2号ただし書イ該当）として開示したが、それ以外の本籍地（県名以外）、生年月日、出生地、旧氏名、学歴、職歴、表彰歴、死亡理由、寄附の内容（個人からの寄附のみ）等については、条例第10条第2号ただし書に該当しないため、不開示とした。

3 条例第10条第5号該当性について

個人の経歴や功績内容及び基準年数や換算年数等については、県の機関又は国若しくは他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討等に関する情報であって、次のとおり公にすることにより、県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

前記1で述べたとおり、実施機関の役割は選考過程の一部を担っているにすぎないため、実施機関独自の判断で受章者の功績内容や関係省庁から示される基準年数等を開示すれば、本県のみならず全国的にも影響を与えることになる。

(1) 個人の経歴や功績内容について（功績調書、履歴書等）

個人の経歴や功績内容は一人一人異なり、また、功績の評価は、取り巻く環境や

時代の変化に伴って変わるものであり、固定的なものではない。さらに、実施機関から関係省庁に上申した後、内閣府賞勲局においては、功績調書のほかヒアリング等を実施し、功績内容を把握した上で栄典の授与に係る審査を行っている。

したがって、功績調書等を開示することにより、過去の受章者の功績調書等に記載された功績と同様の功績で、同種の叙勲、褒章が与えられるものという誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

(2) 基準年数、換算年数等について

基準年数、換算年数等についても同様に、状況に応じて変動し、固定的なものではなく、一つの目安にすぎない。これに満たない場合でも顕著な功績があれば受章の可能性はあり、超えたから全て受章できるとも限らない。また、この基準は関係省庁が作成したものであり、内閣府がこの基準に基づいて審査しているとは限らない。

したがって、一つの目安に過ぎない基準年数、換算年数等を開示することにより、基準等を満たしただけで同種の叙勲、褒章が与えられるものという誤解や憶測を招き、無理をして基準年数まで役員にとどまるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

(3) 擬叙について

擬叙とは、推薦段階で便宜上定める仮の勲等であり、必ずしも実際に発令された勲等と同一であるとは限らない。

したがって、擬叙を開示することにより、擬叙と実際に発令された勲等が異なった場合に、二つの勲等が県民に公にされることにより、擬叙が実際に発令された勲等であるといった誤解を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

(4) 知事要望に係る個人特定情報について

春秋叙勲については、関係省庁を通じて内閣府に推薦するが、特別な功績がある者について、都道府県が関係省庁を通さず直接、内閣府に功績内容を説明し、勲等を要望する機会がある。

しかしながら、知事要望によって受章した者が特定されれば、あたかもその者が推薦基準に合致しないにもかかわらず、知事が直接要望したものと誤解され、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

4 条例第10条第6号該当性について

個人の経歴や功績内容及び基準年数や換算年数等については、県の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、次のとおり公にすることにより、誤解や憶測を招き、将来にわたって継続して実施される叙勲、褒章に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

前記1で述べたとおり、実施機関の役割は選考過程の一部を担っているにすぎないため、実施機関独自の判断で受章者の功績内容や関係省庁から示される基準年数等を開示すれば、本県のみならず全国的にも影響を与えることになる。

(1) 個人の経歴や功績内容について（功績調書、履歴書等）

前記3の(1)で述べたとおり、功績は個人ごとに異なり、その評価も変動的な

ものである。また、叙勲、褒章の推薦に当たっては、客観的な事実に基づき各人の功績を把握した上で、受章するにふさわしいか否かを判断しなければならない。したがって、功績調書等を開示することにより、本来客観的な事実に基づいて功績内容を把握すべきところを、過去の受章者の功績内容に縛られて、本人の独自性のある功績が記載されていない、あるいは、事実を誇張、歪曲するなどして、正確な事実の把握が困難となり、功績調書の作成、推薦団体とのヒアリング、調査等の実施に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 基準年数、換算年数等について

前記3の(2)で述べたとおり、一つの目安にすぎない基準年数、換算年数等を開示することにより、基準等を満たしただけで、受章できるものと誤解され、本人や関係者等から不当な圧力がかかるなどして、叙勲、褒章に係る事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

5 その他

不服申立人は、部分開示する「行政文書の件名」に記載された文書のうち、例えば、「功績調書・刑罰等調書」などは、部分開示するどころか文書そのものを閲覧対象から除外し、公文書（行政文書部分開示決定通知書）に部分開示の対象とする旨の虚偽の内容を記載したと主張している。

しかし、功績調書、刑罰等調書等は独立した文書ではなく、あくまで一つの起案文書の一部である。行政文書部分開示決定通知書には、一連の文書を構成している個別文書の内容をできる限り明らかにするために、功績調書、刑罰等調書など、主なものを記載したにすぎない。功績調書、刑罰等調書などは、大部分が個人情報、審議検討情報及び行政執行情報であり、今回開示している氏名等のみを開示しても有意な情報とはならないため、閲覧対象から除いたものであるが、起案の一部であるため、全体として部分開示と判断した。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、叙勲及び褒章に係る受章者の選考過程並びに勲等の決定に関係する判断等を記述した全ての文書（平成13年1月1日から平成15年12月31日までの間に作成された全ての推薦者に係る文書）の開示の請求に対して、実施機関が特定した別紙1に掲げる文書1から文書10までの10種類の文書である。

実施機関は、このうち、文書の一部（別紙1に掲げる不開示部分〔以下「本件不開示部分」という。〕）を条例第10条第2号、第5号及び第6号の不開示情報に該当するとして本件処分を行っていることから、以下、その不開示情報該当性を検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1の不開示部分について

文書1は、実施機関が各省庁から示された推薦基準等を添付して関係部局に候補者の推薦を依頼した文書で、当審査会において文書1を見分したところ、本件不開

示部分のうち、別紙1の①が不開示とされていたことが認められる。

これらの不開示情報を開示することで、これらの基準を満たせば叙勲、褒章の候補者として推薦され、授与されるという誤解や憶測を招くおそれが生じるとともに、これにより、実施機関の叙勲、褒章に係る事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、当該不開示部分は、条例第10条第6号の不開示情報に該当し、同条第5号について判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当である。

(2) 文書2の不開示部分について

文書2は、候補者を各省庁に推薦するために実施機関の担当者が上申書及び必要な添付書類等を整えて起案し、決裁された一連の文書で、当審査会において文書2を見分したところ、提出する書類の様式等が推薦先の各省庁によって若干異なるものの、別紙1の文書2の「構成」欄のとおり、(1)から(24)までの書類で構成されていた。また、本件不開示部分のうち、別紙1の①から⑧までのほか、学歴、功績や消防団の出動状況等叙勲・褒章候補者に関する情報が不開示とされていたことが認められる。

ア 叙勲・褒章候補者に関する情報について((1)から(14)まで、(17)、(18)、(20)、(23)、(24))

(1)から(14)まで、(17)、(18)、(20)、(23)及び(24)の不開示部分は、別紙1の③及び前記(1)で条例第10条第6号の不開示情報に該当すると判断した別紙1の①を除き、それぞれ全体として条例第10条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

受章者名簿等で公表されている情報は、別表のとおり、叙勲・褒章候補者の氏名、性別、年齢、住所、主要経歴等の情報に限られ、当該候補者が公務員以外の場合、当該不開示部分は、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、条例第10条第2号ただし書イに該当せず、同号ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、条例第11条に基づき部分開示の可否を検討すると、(1)から(14)まで、(17)、(18)、(20)、(23)及び(24)は、既に氏名が開示されており、氏名を除いて開示することはできないため、いずれの情報とも部分開示する余地はない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

一方、当該候補者が公務員の場合、公表されている職員録に記載されている範囲で受章者の経歴を知ることができるから、受章者名簿等で公表されていない経歴、在職期間及び在職年数は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められる。

しかしながら、受章者の具体的な経歴、在職期間及び在職年数が明らかになると、当該受章者と同様の経歴等があれば叙勲、褒章の候補者として推薦され、授与されるという誤解や憶測を招くおそれが生じるとともに、これにより、実施機関の叙勲、褒章に係る事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、当該不開示部分は、条例第10条第6号の不開示情報に該当

し、同条第5号について判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当である。

イ 擬叙について

擬叙は、前記第4の3(3)のとおり、推薦段階で便宜上定める仮の勲等であるから、これがそのまま正式な勲等として発令されるわけではない。

そうすると、受章者の氏名と勲等が公表されているため、擬叙を開示することによって、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとして不開示とした実施機関の判断は首肯できる。よって、別紙1の③は、条例第10条第5号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 公務員の職歴に関する情報について((15), (16), (19))

(15), (16)は、候補者が就いていた公務員としての職名が職員の給与に関する条例で定められた給料表のどの等級に該当するかを示すものとして、当該候補者の職歴に対応する年度のもものが添付され、職務区分の記述に表示等が書き加えられている。また、(19)は、(4)に記載する在職年数等の確認のために議員の在職年月数、換算率等当該候補者の経歴を記したものである。これらは、開示することによって、受章者名簿等で公表されていない受章者の経歴や在職年数が推測されることになるため、同様の経歴等があれば叙勲、褒章の候補者として推薦され、授与されるという誤解や憶測を招くおそれが生じるとともに、これにより、推薦団体等関係機関が行う叙勲、褒章に係る事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第10条第6号の不開示情報に該当し、同条第5号について判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当である。

エ 消防に関する情報について((21), (22))

(21), (22)は、候補者の所属していた消防団における活動実績を示すものとして添付されている。実施機関は、このうち(22)について、候補者本人の消防団員としての出動状況が所属していた消防団の出動状況と併せて記載されていることから、全体として特定の個人が識別される情報であるとして全部不開示とした。

しかしながら、所属していた消防団の出動状況の部分を開示しても、候補者の活動実績が明らかになるわけではなく、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものと認められないため、候補者本人の消防団員としての出動状況の部分を除いて、開示すべきである。

オ 部分開示の検討

叙勲・褒章候補者に関する情報が記載された書類のうち、(5)から(9)まで、(10)から(14)まで、(15), (16), (18)から(20)まで及び(24) (ただし、(10)から(14)まで及び(24)については、受章者名簿等で公表されていない経歴に係る団体に関するものに限る。)については、前記アのとおり、既に氏名が開示されており、氏名を除いて開示することはできない。また、部分開示を検討するとすれば、既に公表されている情報のほか、表題及び様式のみであるものの、表題については本件処分の行政文書部分開示決定通知書の件名で既に明らかにされているものであり、また、様式については本件処分が開示された文書1に添付されている各省

庁から示された推薦基準等で明らかにされており、そして、戸籍抄本の記載事項は戸籍法に規定されていることから、開示したとしても請求の趣旨を満たすものであるとは認められず部分開示すべきものとはいえない。

よって、これらの書類については、全体として不開示とすることが妥当である。

(3) 文書3の不開示部分について

文書3は、関係省庁に候補者の推薦を取り下げることの上申するために実施機関の担当者が上申書を起案し、決裁された一連の文書で、当審査会において文書3を見分したところ、別紙1の文書3の「構成」欄のとおり、(1)から(4)までの書類で構成されていた。また、本件不開示部分のうち、別紙1の①から③までのほか、④から⑧までの叙勲・褒章候補者に関する情報が不開示とされていたことが認められる。

当該不開示部分は、いずれも前記(1)及び(2)で判断したとおり、条例第10条第2号、第5号又は第6号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

なお、(3)について、実施機関は、当該候補者を関係省庁に推薦する際の起案文書の添付書類と同一のもので、本件処分で開示された文書2で明らかにされているから、開示したとしても請求の趣旨を満たすものであるとはいえないとして不開示としたが、作成時期が異なり必ずしも同一の書類とはいえない上、推薦取下げの起案文書の添付資料として何が添付されているかを明らかにすることや、文書が同一のものであるか否かを明らかにすることも請求の趣旨を満たすものと判断されるため、部分開示すべきである。

(4) 文書4の不開示部分について

文書4は、叙勲・褒章の推薦の基準を満たしている公務員の区分ごとの人数の集計表や名簿を関係省庁に提出するために実施機関の担当者が作成して起案し、決裁された文書で、当審査会において文書4を見分したところ、別紙1の文書4の「構成」欄のとおり、(1)から(3)までの書類で構成されていた。また、本件不開示部分のうち、別紙1の①、⑥、⑨等受章した候補者及び受章した候補者以外の特定の個人に関する情報が不開示とされたことが認められる。

当該不開示部分のうち、(2)に記載されている別紙1の⑨は、全体として条例第10条第2号に規定する個人に関する情報であって、氏名及び職名を除き、生年月日及び年齢のみを開示するとしても、推薦基準と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められるため、生年月日及び年齢を開示することはできない。また、受章者名簿等で既に受章者の氏名及び職名は開示されており、氏名を除いて開示することはできないため、他の情報を部分開示する余地はなく、当該不開示部分は条例第10条第2号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

また、これ以外の情報はいずれも前記(1)及び(2)で判断したとおり、条例第10条第2号又は第6号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

なお、(3)は、関係機関における潜在候補者の集計表及び名簿で、文書4の起案文書に参考資料として添付されているものである。各機関の集計対象者は、集計表において区分が異なるため、(3)を開示したとしても、特定の区分の内訳が明らかにな

るだけで、既に開示されている(1)及び(2)の情報のほかに新たな情報は開示されないことから、開示したとしても請求の趣旨を満たすものであるとはいえないとして不開示とした実施機関の判断は首肯できる。したがって、(3)については全体として不開示とすることが妥当である。

(5) 文書5の不開示部分について

文書2によって各省庁に候補者を推薦するに当たっては、あらかじめ、総務省に協議するものとされており、文書5は、総務省と協議するために実施機関の担当者が作成して起案し、決裁された文書で、当審査会において文書5を見分したところ、別紙1の文書5の「構成」欄のとおり、(1)から(6)までの書類で構成されていた。また、本件不開示部分のうち、別紙1の②から⑧まで、⑩、⑪といった事前協議対象者に関する情報が不開示とされていたことが認められる。

当該不開示部分のうち、別紙1の⑩は、全体として条例第10条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、また、別表のとおり、受章者名簿等で公表されている情報は限られているから、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とはいえず、条例第10条第2号ただし書イに該当しないし、同号ロ及びハに該当する事情も認められない。また、受章者名簿等で既に受章者の氏名は開示されており、氏名を除いて開示することはできないため、他の情報を部分開示する余地はなく、当該不開示部分は条例第10条第2号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

また、事前協議の協議事項には、特定個人の識別につながる情報が含まれているため、別紙1の⑪を条例第10条第2号に該当するとして、実施機関が不開示としたことは妥当である。

これ以外の不開示部分はいずれも前記(1)及び(2)で判断したとおり、条例第10条第2号、第5号又は第6号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

なお、(5)については、前記(3)と同様に、事前協議の添付資料として何が添付されているかを明らかにすることや、文書が同一のものであるか否かを明らかにすることも請求の趣旨を満たすものと判断されるため、部分開示すべきである。

(6) 文書6の不開示部分について

文書6は、実施機関の職員が総務省職員のヒアリングを受けた結果の復命、その際の指摘事項に対する回答、総務省に提出した叙勲候補者の一覧表及び聞取表で、当審査会において文書6を見分したところ、本件不開示部分のうち、別紙1の①から③まで、⑦、⑫、⑬等叙勲・褒章候補者に関する情報が不開示とされていたことが認められる。

当該不開示部分のうち、受章者名簿等で公表されていない経歴に係る勲等を照会した関係省庁名を開示すると、特定の経歴を有することが明らかになるため、別紙1の⑫は、条例第10条第2号に規定する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、受章者名簿等で公表されていない情報であるから、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とはいえず、条例第10条第2号ただし書イに該当しないし、同号ロ及びハに該当する事情も認めら

れない。また、氏名は開示されており、氏名を除いて開示することはできないため、他の情報を部分開示する余地はなく、当該不開示部分は条例第10条第2号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

次に、別紙1の⑬は、単独で個人が識別される情報であり、推薦段階でいかなる勲等を申し立てていたのか公にされていないため、条例第10条第2号ただし書イに該当しないし、同号ロ及びハに該当する事情も認められない。また、受章者の氏名及び勲等は開示されているため、申立勲等を開示することによって、当該候補者についていかなる勲等を申し立てたのか明らかになることから、部分開示の余地はない。よって、当該不開示部分は条例第10条第2号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

また、これ以外の不開示部分はいずれも前記(1)及び(2)で判断したとおり、条例第10条第2号、第5号又は第6号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

(7) 文書7の不開示部分について

文書7は、文書2によって各省庁に候補者を推薦するに当たり、通常よりも上の勲等を要望する場合に、実施機関の担当者が作成して起案し、決裁された文書である。当審査会において文書7を見分したところ、別紙1の文書7の「構成」欄のとおり、(1)から(5)までの書類で構成されていた。また、本件不開示部分のうち、別紙1の⑭、⑮等知事要望対象者に関する情報が不開示とされていたことが認められる。

当該不開示部分のうち、別紙1の⑭は、推薦段階で要望していた勲等であるから、これが必ずしも要望どおりに発令されるとは限らず、前記(2)のイにおける判断と同様、条例第10条第5号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

また、別紙1の⑮は、特定の個人が識別される情報に該当し、知事要望の有無は、受章者名簿で公表されていないため、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とはいえ、条例第10条第2号ただし書イに該当しないし、同号ロ及びハに該当する事情も認められない。これらの情報はいずれも単独で個人が識別される情報に当たり、部分開示する余地はないから、当該不開示部分は条例第10条第2号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

このほか、別紙1の⑯は、前記(6)で判断したとおり、条例第10条第2号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

なお、(2)及び(4)は、知事要望対象者の氏名を開示すると知事要望対象者が特定されることになるし、不開示としても他の情報と照合することにより、知事要望対象者が特定されることになる。また、(5)は、候補者の推薦起案で同様の文書が部分開示されているため、氏名を除いて開示したとしても知事要望の対象者が特定されることになる。いずれも部分開示を検討するとすれば、表題部分のみとなるが、これは、候補者の推薦起案等開示されている他の文書から明らかであるから、部分開示したとしても請求の趣旨を満たすものであるとはいえない。

よって、(2)、(4)及び(5)については全体として不開示とすることが妥当である。

(8) 文書8の不開示部分について

文書8は、公益のために一定額以上の私財を寄附した者を各省庁に推薦するために実施機関の担当者が上申書及び必要な添付書類等を整えて起案し、決裁された一連の文書で、当審査会において文書8を見分したところ、別紙1の文書8の「構成」欄のとおり、(1)から(14)までの書類で構成されていた。また、本件不開示部分のうち、別紙1の⑯から⑳まで等の寄附者に関する情報や価格評価者の氏名、住所、経歴等の価格評価者に関する情報が不開示とされていたことが認められる。

別紙1の⑰は単独で特定の個人が識別される情報に該当し、他の情報は、氏名と併せて開示すると、当該受章者が寄附物件を所有していた事実、それを寄附先に寄附した事実などが明らかになるため、全体として特定の個人が識別される情報に該当すると認められる。

紺綬褒章では受章者名簿は作成されず、公表されている情報は、別表のとおり、褒章の種別と氏名のみが官報で公表されるため、当該不開示情報は、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、条例第10条第2号ただし書イに該当せず、同号ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、文書8は、既に氏名が開示されており、氏名を除いて開示することはできないため、いずれの情報とも部分開示する余地はない。

したがって、当該不開示部分は、条例第10条第2号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

なお、寄附者及び評価者に関する情報が記載された書類のうち、(4)から(8)まで、(10)から(14)までについては、前述したとおり、既に寄附者の氏名が開示されているから、氏名を除いて開示することはできず、部分開示を検討するとすれば、表題及び様式のみであるものの、表題については本件処分の行政文書部分開示決定通知書の件名で既に記載され明らかにされているものであり、実施機関によれば様式についても開示されているとのことであるから、開示したとしても請求の趣旨を満たすものであるとは認められず、また、(9)は会社法で閲覧が制限されているものであるから、条例第10条第1号の不開示情報に該当し、部分開示すべきものとはいえない。

よって、(4)から(14)までについては、全体として不開示とすることが妥当である。

(9) 文書9の不開示部分について

文書9は、春秋叙勲によって勲章を授与されていない功労者に対して88歳に達した機会に勲章を授与する高齢者叙勲において、対象者を各省庁に推薦するために実施機関の担当者が上申書及び必要な添付書類等を整えて起案し、決裁された一連の文書で、当審査会において文書9を見分したところ、別紙1の文書9の「構成」欄のとおり、(1)から(9)までの書類で構成されていた。また、本件不開示部分のうち、別紙1の①から⑧まで、⑩、⑫、⑬のほか、学歴、功績等推薦者に関する情報が不開示とされていたことが認められる。

当該不開示部分のうち、別紙1の⑫は、特定の個人が識別される情報に該当し、受章者名簿等で公表されていないため、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とはいえず、条例第10条第2号ただし書イに該当しないし、同号ロ及びハに該当する事情も認められない。当該情報は単独で個人が識別される情報

に当たり、部分開示する余地はないから、当該不開示部分は条例第10条第2号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

また、対象者の中には、戦前の軍歴による叙位、叙勲である勲章が授与されている者がいるが、別紙1の②は、既に受章者の氏名が開示されており、勲章と併せて特定の個人が識別される情報に該当し、現在の栄典制度とは異なるため、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とはいえ、条例第10条第2号ただし書イに該当しないし、同号ロ及びハに該当する事情も認められない。また、氏名が開示されていることから、氏名を除いて部分開示する余地はなく、当該不開示部分は条例第10条第2号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

これ以外の不開示部分はいずれも前記(1)及び(2)で判断したとおり、条例第10条第2号、第5号又は第6号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

なお、(4)から(7)までについては、文書2の(5)から(8)までと同様の書類であり、また、(9)についても表題については本件処分の行政文書部分開示決定通知書の件名で既に明らかにされているものであることから、前記(2)のオで判断したとおり、全体として不開示とすることが妥当である。

(10) 文書10の不開示部分について

文書10は、叙勲を授与された者が亡くなった際に授与される特旨叙位、生存中に春秋叙勲や高齢者叙勲によって勲章を授与されなかった功労者に対して勲章を授与する特別叙勲において、対象者を各省庁に推薦するために実施機関の担当者が上申書及び必要な添付書類等を整えて起案し、決裁された一連の文書で、当審査会において文書10を見分したところ、別紙1の文書10の「構成」欄のとおり、(1)から(8)までの書類で構成されていた。また、本件不開示部分のうち、別紙1の①から⑦まで、⑩、⑫、⑬、⑭のほか、学歴、功績等推薦者に関する情報が不開示とされていたことが認められる。

当該不開示部分のうち、別紙1の①が明らかになると、受章者と同様の勲等であれば、死亡時に同様の叙位がなされるという誤解や憶測を招くおそれが生じるとともに、これにより、推薦団体等関係機関が行う調査等に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、当該不開示部分は、条例第10条第6号の不開示情報に該当し、同条第5号について判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当である。

次に、別紙1の③は、氏名と併せて特定の個人が識別される情報に該当し、受章者名簿等で公表されていないため、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とはいえ、条例第10条第2号ただし書イに該当しないし、同号ロ及びハに該当する事情も認められない。また、氏名が開示されていることから、氏名を除いて部分開示する余地はなく、当該不開示部分は条例第10条第2号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

また、対象者が医師である場合に記載されている別紙1の④は、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報に該当し、また、現在は「医師等資格確認検索システム」で検索することができるものの、本件処分時点には当該シス

テムは構築されていなかったことからすれば、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とはいえ、条例第10条第2号ただし書イに該当しないし、同号ロ及びハに該当する事情も認められない。また、氏名が開示されていることから、氏名を除いて部分開示する余地はなく、当該不開示部分は条例第10条第2号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

これ以外の不開示部分はいずれも前記（1）及び（2）で判断したとおり、条例第10条第2号、第5号又は第6号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

なお、(4)から(7) までについては、文書2の(5)から(8)までと同様の書類であるから、前記（2）のオで判断したとおり、全体として不開示とすることが妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別紙1 各文書の不開示部分

1 平成13年秋から平成15年秋までの叙勲・褒章（緑綬・黄綬・藍綬）候補者及び第1回危険業務従事者叙勲の推薦についての文書（前回開示分を除く）

	文書名	構成	不開示部分 ※
文書1	候補者の推薦依頼		①

	文書名	構成	不開示部分 ※
文書2	候補者の推薦について（伺い）		
		(1)伺い	①, ②, ③
		(2)叙勲候補者名簿	①, ②, ③, ⑥, ⑦
		(3)上申書	②, ⑥
		(4)審査票	②, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧
		(5)功績調書, 特別功績調書	全て
		(6)履歴書	全て
		(7)刑罰等調書	全て
		(8)戸籍抄本	全て
		(9)調査書	全て
		(10)関係団体従事年数一覧表	(公表経歴に係る団体)⑦, ⑧ (非公表経歴に係る団体)全て
		(11)団体等の規模及び事業概況等調	(非公表経歴に係る団体)全て
		(12)歴代役員名簿, 歴代施設長等調	(公表経歴に係る団体)⑥, ⑦ (非公表経歴に係る団体)全て
		(13)団体等の組織概要図	(非公表経歴に係る団体)全て
		(14)団体規約・定款等	(非公表経歴に係る団体)全て
		(15)等級別職務区分表	全て
		(16)管理職手当に関する規則	全て
		(17)歴代先例比較表	①, ②, ③, ⑦
		(18)職員名簿	全て
(19)公職歴一覧表	全て		

	(20) 推薦理由書	全て
	(21) 消防団員数調	
	(22) 出動状況調	全て
	(23) 上申依頼書	②, ⑥
	(24) 事業所概況調書	(非公表経歴に係る団体) 全て

	文書名	構成	不開示部分 ※
文書 3	候補者の推薦の取下げについて (伺い)		
		(1) 伺い	①, ②, ③
		(2) 上申書	
		(3) 審査票	全て
		(4) 聞取表	①, ②, ③

	文書名	構成	不開示部分 ※
文書 4	潜在候補者調査		
		(1) 集計表	
		(2) 名簿	①, ⑥, ⑨
		(3) 県関係機関から提出された集計表及び名簿	全て

	文書名	構成	不開示部分 ※
文書 5	候補者事前協議		
		(1) 伺い	(協議事項 その他)⑩, ⑪
		(2) 協議書	
		(3) 事前協議者一覧表	
		(4) 協議事項の各様式	(協議事項 取下げ)②, ③ (協議事項 その他)⑪
		(5) 審査票	(協議事項 補欠)②, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧ (協議事項 その他)全て
(6) 叙勲候補予定者一覧	⑥ (協議事項 その他)⑩, ⑪		

	文書名	構 成	不開示部分 ※
文書 6	総務省とのヒアリング復命及び回答, 叙勲候補者一覧, 聞取表		①, ②, ③, ⑦, ⑫, ⑬

	文書名	構 成	不開示部分 ※
文書 7	叙勲候補者に対する知事要望	(1) 伺い	⑭, ⑮
		(2) 候補者一覧表	全て
		(3) 要望の骨子	⑫, ⑮
		(4) 候補者について	全て
		(5) 審査票	全て

2 平成 13 年 1 月から平成 15 年 12 月までの紺綬褒章授与, 高齢者叙勲並びに特旨叙位及び特別叙勲

	文書名	構 成	不開示部分 ※
文書 8	紺綬褒章授与の上申について (伺い)	(1) 伺い	⑯, ⑰, ⑱, ⑲, ⑳
		(2) 上申書	⑰
		(3) 寄附調査書	⑰, ⑱, ⑲, ⑳
		(4) 寄附申込書	全て
		(5) 寄附受領書	全て
		(6) 寄附物件評価額対照表	全て
		(7) 価格評価書	全て
		(8) 価格評価者の履歴書	全て
		(9) 団体の定款	全て
		(10) 履歴書	全て
		(11) 刑罰等調書	全て
		(12) 戸籍抄本	全て
		(13) 物件の写真	全て

	(14) 上申依頼書	全て
--	------------	----

	文書名	構 成	不開示部分 ※
文書 9	高齢者叙勲の推薦について (伺い)	(1) 伺い	①, ③, ⑥
		(2) 上申書	
		(3) 審査票	②, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑬, ⑳, ㉔
		(4) 功績調書	全て
		(5) 履歴書	全て
		(6) 刑罰等調書	全て
		(7) 戸籍抄本	全て
		(8) 団体の規模及び事業概況等調	(非公表経歴に係る団体) 全て
		(9) 兵籍簿	全て

	文書名	構 成	不開示部分 ※
文書 10	特旨叙位及び特別叙勲の上申について (伺い)	(1) 伺い	①, ③
		(2) 上申書	
		(3) 審査票	②, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ㉑, ㉓, ㉔
		(4) 功績調書	全て
		(5) 履歴書	全て
		(6) 刑罰等調書	全て
		(7) 戸籍抄本	全て
		(8) 上申依頼書	

※不開示部分の内容

- ①基準年数，換算年数，換算率，基準病床数等，叙位基準
- ②非公表（受章者名簿で公表されていない）経歴等
- ③擬叙（申立勲等）
- ④本籍地（県名以外）
- ⑤出生地
- ⑥生年月日，死亡年月日
- ⑦在職期間及び在職年数
- ⑧非公表経歴に係る団体の団体名，法的根拠，規模，事業内容等
- ⑨受章者以外の個人の氏名，性別，年齢，退職時の職名
- ⑩賞罰等
- ⑪事前協議対象者の氏名，年齢，経歴等
- ⑫叙勲・褒章の関係省庁名
- ⑬勲等を申し立てた候補者の氏名
- ⑭希望の勲等
- ⑮知事要望対象者の氏名，年齢，住所，経歴，要望理由等
- ⑯寄附先
- ⑰寄附者の住所
- ⑱寄附受領年月日
- ⑲寄附額（寄附物件及び評価額）
- ⑳寄附目的
- ㉑旧氏名
- ㉒勲章（戦前の功績によるもの）
- ㉓死因
- ㉔医籍登録番号

別表 受章者公表情報について

種 類	公 表 情 報
<ul style="list-style-type: none"> ・春秋叙勲受章者 ・危険業務従事者叙勲受章者 ・春秋褒章受章者 ・高齢者叙勲受章者 	賞賜，功労概要，主要経歴，前叙・前褒章，氏名，ふりがな，性別，年齢，本籍地（県名），現住所
<ul style="list-style-type: none"> ・叙位叙勲受章者（死亡） 	叙位，叙勲，前叙，氏名，死去年月日，年齢，功労概要，主要経歴，住所
<ul style="list-style-type: none"> ・紺綬褒章 	褒章の種別，氏名（官報のみに掲載）

別紙2 開示すべき部分

1 平成13年秋から平成15年秋までの叙勲・褒章（緑綬・黄綬・藍綬）候補者及び第1回危険業務従事者叙勲の推薦についての文書（前回開示分を除く）

	文書名	構成	開示すべき部分
文書2	候補者の推薦起案		
		(22) 出勤状況調	以下の記載内容を除いた部分 ○「本人出勤状況」の各区分に記載の各年（計を含む。）の出勤回数
文書3	候補者の推薦取下げ起案		
		(3) 審査票	以下の記載内容を除いた部分 ○本籍地（県名以外） ○生年月日 ○出生地 ○非公表の経歴等 ○在職期間，在職年月数 ○非公表の経歴に係る団体の団体名，規模，事業内容等
文書5	候補者事前協議		
		(4) 審査票 （ただし，過去に協議書類提出後，取下げ，辞退等をしたことがある候補者）分	以下の記載内容を除いた部分 ○本籍地（県名以外） ○生年月日 ○出生地 ○非公表の経歴等 ○在職期間，在職年月数 ○非公表の経歴に係る団体の団体名，規模，事業内容等

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 3. 1	・ 諮問を受けた。
17. 3. 18	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 5. 30	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
17. 6. 14	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
17. 8. 30	・ 異議申立人から意見書を収受した。
17. 8. 31	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
28. 7. 21 (平成 28 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 8. 25 (平成 28 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 9. 27 (平成 28 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 10. 21 (平成 28 年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 11. 18 (平成 28 年度第 8 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
横 山 信 二 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授